

## 必要な書類

- 1 事業計画書 1部 (※の1～5までを記入)
- 2 区域変更理由、見取図、施設配置図 1部
- 3 地籍図 1部
- 4 地籍測量図 1部 (分筆の場合のみ)
- 5 土地登記簿謄本 1部(写しで可)
- 6 法人の場合 法人登記簿、定款 1部(写しで可)
- 7 埋立又は排水の工事が必要な場合はその計画書 1部
- 8 確約書(土地改良事業の完了地区)、承諾書(土地改良事業の予定地区)  
※土地改良事業の受益地からの除外をする場合に必要です。  
(注)売買契約が済んでいる場合には、譲受人からとります。
- 9 代替地の検討結果(農用地区域を除外する場合は、農用地区域外に代替する土地がないか必ず検討してください。)  
※1件もない場合は除外が不可能になります。
- 10 その他市長が必要と認めるもの。

○上記1から10までを編纂して提出してください。

○印鑑については全て認めで構いません。

○不明な点は、担当課(出水市役所 農政課)へお問い合わせください。